

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
燃料地下タンク定期点検・清掃役務	業補-048		
	作 成	令和4年11月7日	
	変 更	令和4年1月18日	
	作成部隊等名	新町駐屯地業務隊	

1. 総則

1.1 適用の範囲 この仕様書は、吉井分屯地の燃料給油施設における燃料施設定期点検（以下、点検という。）について規定する。

注(1) 燃料施設定期点検とは、消防法第14条3の2号に基づく法定点検及び地下貯蔵タンクの内部点検等の自主点検のことをいう。

1.2 種類 種類は、表1によるものとし、実施内容について指定する。

表1 種類

番号	項 目				実施内容
	種類	容量	諸元等	燃種	
1	燃料タンク	10 KL	内径 1.450m/m 胴長 6.500m/m 鏡出 302m/m 全長 7.100m/m	軽油	埋設配管漏洩点検 潜入式内部清掃 内部点検 通気口点検

2. 点検に関する要求

2.1 一般的要求事項 一般的要求事項は、次による。

- a) 点検区域（作業場所）は、7に示す場所とし、その他の区域以外への立入りは、厳禁とする。
- b) 点検は、この仕様書によるほか消防法等の諸法令及び関係諸規則を遵守し実施するものとする。
- c) 点検は、(一財)全国危険物安全協会の認定事業者が実施するほか、点検実施者は、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る定期点検技術者講習を修了したものとする。
- d) 点検に使用する計測（検査）機器については、(一財)全国危険物安全協会の性能評価を受けたものとする。
- e) 点検を実施する工程（役務実施期間）については、契約後、速やかに監督官と調整するものとする。

**2.2 細部点検実施要領** 細部点検要領は、次によるものとし、請負業者は契約終了後、速やかに点検実施要領書（計画書）について監督官の承認を得るものとする。

**a) 埋没配管の漏洩点検**

消防法第14条3の2号（告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2第1項）（消防危第23号(62.3.31)）に基づき実施するものとする。

**b) 地下タンクの潜入式内部清掃**

1) タンク内の残油については、燃料タンク車等に一時保管し、清掃作業完了後、官側の確認後、タンクに戻すものとする。この際使用する燃料タンク車等は、請負業者が準備するものとする。また燃料タンク車等は、移送した燃料が再使用可能な品質を維持できる車両等であること。細部については監督官と調整するものとする。

\*作業直前の推定残油量 「3KL」

2) 安全が確保した上でタンク内に潜入する。

3) スラッジ、錆及び汚油等を収集し、洗浄液等により入念に洗浄するものとする。

4) タンク内から目視により側板の腐食の異常の有無を点検する。

5) 清掃実施にともない取り外したパッキン・ボルト等で劣化が著しいものは新品と交換するものとする。

**c) 地下タンクの内部点検**

1) タンクの老朽度を確認するため、タンク内側の目視点検、ヒビや錆等を点検。

2) 異常を発見した際は、速やかに監督官に報告するとともに修理見積書を提出する。

3) 検査終了後、検査成績書を監督官に提出するものとする。

**d) 通気口の点検**

1) 取付状態の良否を点検する。

2) 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無。

**3. 作業時期**

**3.1 細部作業時期**（土・日を除く、0830～1700）

a) 燃料タンクは、令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）の間の2日間にて作業を完了させる。

b) 細部については、監督官と事前調整するものとする。

**4. 監督・検査**

**4.1 監督** 請負業者は、2.2で承認を受けた点検実施要領に基づく監督官の監督行為を受けるものとし、その指示に従うものとする。

**4.2 検査** 請負業者は、点検・役務が終了した後に検査官が実施する検査を受けなければならない。

5. **提出書類** 提出書類は、表2によるものとし、監督官に提出するものとする。

なお、提出書類で請負業者の商慣習による場合は、監督官に申し出るものとし、その指示を受けるものとする。

**表2 提出書類**

名称		数量	提出時期	備考
現場代理人等指名通知		3部	契約終了後速やかに	
点検実施要領書（計画書）				本仕様書 2.2 による。
実施結果 報告書	製造所等定期点検記録表		各工程終了後速やかに	
	給油取扱所点検表			
	地下タンク等定期点検実施結果報告書 （板厚測定記録含む）			
	タンク内部清掃報告書			
	マニフェスト（E票）の写し			
記録写真			各工程実施前後の写真	

## 6. その他

6.1 **仕様書に関する疑義** 本仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。

6.2 **その他指示事項** その他指示事項は、次による。

- a) 部隊側の水を使用する場合は、監督官の承認を受けた後に使用し、その後料金を負担するものとする。
- b) 電気は、請負業者が準備するものとする。
- c) 点検において、施設に損傷を与えた場合はただちに監督官にその旨を報告するものとし、監督官の指示に基づき請負業者の責任において修復するものとする。
- d) 本役務に関して、所轄消防署への提出書類等がある場合は、その書類及び費用は請負者の負担において確実に実施するものとする。
- e) 役務の実施上発生した廃油・スラッジ等は請負業者側で場外搬出し、マニフェストによる適法な処分を実施するものとする。

## 7. 点検区域（作業現場）

